

## 立命館孔子学院 「同済大学留学体験プログラム」に関する承諾書

立命館孔子学院長 様

私は、2019年度立命館孔子学院主催の「同済大学留学体験プログラム」（以下「プログラム」という。）に参加するにあたり、立命館孔子学院の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反する事態を生じさせ、立命館孔子学院の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

### 1. プログラム参加手続の履行

- (1) プログラム参加費は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム参加費の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラム参加費納入後は、プログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) 立命館孔子学院が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合または立命館孔子学院によりプログラム参加を取り消された場合には、参加費の一部または全部を負担すること。
- (4) 立命館孔子学院が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。
- (5) 立命館孔子学院が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定査証代行取得業者、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合、プログラム参加を辞退すること。
- (6) 立命館孔子学院が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
- (7) 所属大学・会社の定期健康診断を受診すること。医師による診断に基づき、プログラムへの参加が困難であると立命館孔子学院が判断した場合、プログラム参加を辞退すること。
- (8) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館孔子学院に申告すること。

### 2. プログラムに関する諸条件

- (1) 外務省の危険情報にもとづき、派遣先国または地域に対して危険レベル2以上が発令された場合、立命館孔子学院は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、立命館孔子学院の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。また、危険情報の発令がレベル1、または発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館孔子学院が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがある。
- (2) プログラム参加中、緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、学生本人および保証人の個別同意がなくとも、立命館孔子学院または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあること。
- (3) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館孔子学院が判断した場合、立命館孔子学院の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (4) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、留学プログラム参加の継続が困難であると立命館孔子学院が判断した場合、帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) 帰国措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、帰国費用等は学生本人または保証人が負担すること。
- (6) プログラム参加に伴う渡航期間が、所属大学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。

### 3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館孔子学院に届け出た個人情報について、派遣先大学、**事務業務受託会社**、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館孔子学院が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることに同意すること。

#### 4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑧のいずれかにあたる場合、学生本人または保証人の責任において対処し、立命館孔子学院に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
  - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
  - ② 立命館孔子学院が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
  - ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
  - ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
  - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
  - ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
  - ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
  - ⑧ 2 (1) の派遣の中止により生じた損害

#### 5. 規律事項

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および文化交流に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館孔子学院の諸規則、派遣先大学が所在する国（地域）の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館孔子学院および派遣先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国（地域）の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、外泊を伴う旅行または外泊などを認めないこと。
- (9) プログラム期間中では、自由時間に飛行機の利用をせず、かつ派遣先大学が所在する国（地域）以外の国（地域）へは行かないこと。
- (10) 立命館孔子学院の承認なしに、日本への一時帰国・再入国を行わないこと。
- (11) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則に従い、生活すること。
- (12) 派遣先大学の授業の録画や写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (13) 派遣先国および地域で危機が発生し立命館孔子学院が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

20 年 月 日 大学 / 勤め先： \_\_\_\_\_ (学部 / 研究科： \_\_\_\_\_ 回生： \_\_\_\_\_)

参加者氏名(直筆)： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

保証人・法定代理人は、上記に同意し、参加者本人が上記承諾事項を了解し、遵守することを保証します。

20 年 月 日 保証人・法定代理人自著： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(保証人・法定代理人直筆のこと。印影は参加者とは別のものを使用してください。)

保証人・法定代理人緊急時連絡先： 〒 \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ 参加者との続柄： \_\_\_\_\_